

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正
したいので、別紙案を添えて請議します。

平成29年3月27日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、愛知県スポーツ会館のウエルネスルームの設置、口
論義運動公園蹴球場の人工芝化等に伴い当該施設に係る利用時間の改正及び岡
崎総合運動場の廃止に伴い、当該施設に関する諸規定を削除する必要があるか
らである。

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正の概要

第1 改正の概要	1 愛知県スポーツ会館のウエルネスルームの規定を定める等	
	2 愛知県岡崎総合運動場の規定を削除する	
	3 愛知県口論義運動公園の蹴球施設の規定を定める等	○増収見込み
	4 愛知県武道館始め5施設の宿泊室等の利用時間を定める等	1 1,719 千円
第2 改正の理由		2 ▲201 千円
	1 愛知県スポーツ会館のリニューアルに伴い、ウエルネスルームを設置するため。	3 5,194 千円
	2 第六次行革大綱により、平成29年4月1日から愛知県岡崎総合運動場を廃止する予定のため。	4 0 千円
	3 愛知県口論義運動公園の蹴球施設を人工芝化改修するため。	
第3 改正の内容	4 利用時間を規則化するため。	
	1 愛知県スポーツ会館ウエルネスルーム設置に伴い、所要の改正を行う。	
	2 愛知県岡崎総合運動場の規定を削除する。	
	3 愛知県口論義運動公園蹴球場改修に伴い、利用時間の改正を行う。	
第4 施行期日	4 利用時間を規則化する。	
	平成29年4月1日	

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第八号

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部を改正する規則

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則（昭和四十二年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

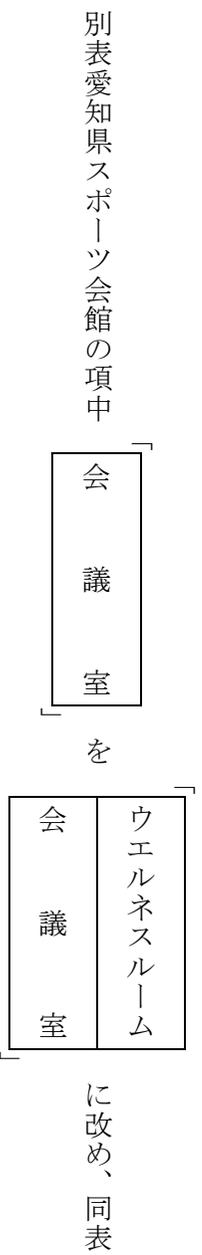
第五条第一項第一号中「及びゴルフ練習場」を「ゴルフ練習場及びウエルネスルームのロッカー」に改め、「愛知県岡崎総合運動場の弓道施設、水泳施設及び陸上競技場」を削り、同項第二号中「愛知県岡崎総合運動場及び」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「愛知県岡崎総合運動場」を削り、「当該購入」を「当該購入」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、愛知県スポーツ会館のウエルネスルームのシャワーを利用しようとする者にあつては、収納設備への硬貨の投入をもつて当該施設の利用の許可を受けたものとみなす。

第六条中「運動施設」の下に「ウエルネスルームのロッカー」を、「宿泊施設」の下に「野外炊飯場」を加え、「（以下「運動施設等」という。）」を削り、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第七条中「利用者」の下に「（第五条第三項の規定により許可を受けたものとみなされた者を除く。）」を加える。

第八条中「運動施設等」を「運動施設、ウエルネスルームのロッカー及びシャワー、講堂、会議室、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設（次条において「運動施設等」という。）」に改める。



愛知県武道館の項及び愛知県野外教育センターの項を次のように改める。

少年自然の家の項を次のように改める。

庭球施設	野外炊飯場	宿泊室
午前九時から 午後五時まで		利用開始日の午前十一時から 利用終了日の午前十時まで

に改め、同表愛知県旭高原

家の項及び愛知県美浜少年自然の家の項中

庭球施設
午前九時から 午後五時まで

を

蹴球施設	野球施設
四月一日から九月三十日までの期間 四月一日から九月三十日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午後九時から翌年三月三十一日までの期間 午後九時から翌年三月三十一日までの期間	四月一日から九月三十日までの期間 四月一日から九月三十日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午後六時から翌年三月三十一日までの期間 午後五時から翌年三月三十一日までの期間

に改め、同表愛知県青年の

蹴球施設	野球施設
四月一日から九月三十日までの期間 四月一日から九月三十日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午後六時から翌年三月三十一日までの期間 午後五時から翌年三月三十一日までの期間	四月一日から九月三十日までの期間 四月一日から九月三十日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午後八時から翌年三月三十一日までの期間 午後六時から翌年三月三十一日までの期間

を

別表愛知県岡崎総合運動場の項を削り、同表愛知県口論義運動公園の項中

愛知県野外教育センター				愛知県武道館		
野外炊飯場	宿泊室	体育館	研修室	宿泊室	会議室	競技場
午前九時から 午後五時まで	利用開始日の午前十一時から 利用終了日の午前十時まで	午後九時から 午後九時まで	午後九時から 午後九時まで	利用開始日の午後三時から 利用終了日の午前十時まで		午前九時から 午後九時まで

愛知県旭高原少年自然の家					
野外炊飯場	宿泊室	体育館	工作室	研修室	講堂
午前九時から 午後五時まで	利用開始日の午前十一時から 利用終了日の午前十時まで	午前九時から 午後九時まで			

様式第一（その一）備考第二号及び様式第二（その一）備考第三号中

を削る。

「、愛知県岡崎総合運動場」

様式第三（その五）に備考として次のように加える。

備考 地色は、クリーム色とすること。

様式第三（その七）を削り、様式第三（その六）を様式第三（その七）とし、様式第三（その五）の次に次の一様式を加える。

様式第三（その九）
中

岡崎総合運動場
愛知県
一宮総合運動場
を
愛知県一宮総合運動場
に改める。

様式第三（その八）
中

岡崎総合運動場
愛知県一宮総合運動場
口論義運動公園
を
一宮総合運動場
愛知県
口論義運動公園
に改める。

様式第3（その6）（第5条関係）

No. _____	年 月 日
ウエルネスルーム	
ロッカー利用券	
(1個当日1回限り有効)	
金 _____	円 _____
愛知県スポーツ会館	
65ミリメートル	
45ミリメートル	

備考 地色は、桜色とすること。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

様式第三の二中

岡崎総合運動場
愛知県一宮総合運動場
口論義運動公園

を

一宮総合運動場
愛知県
口論義運動公園

に改める。

様式第三(その十)中

岡崎総合運動場
愛知県一宮総合運動場
口論義運動公園

を

一宮総合運動場
愛知県
口論義運動公園

に、

岡崎総合運動場
一宮総合運動場
口論義運動公園第二庭球場

を

一宮総合運動場
口論義運動公園第二庭球場

に改める。

愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正新旧対照表

新

(利用の許可)

第五条 施設の利用について許可を受けようとする者は、利用許可申請書

(様式第一)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、口頭により利用の許可を申請することができる。

一 愛知県体育館の練習場、愛知県スポーツ会館の競技場、~~ゴルフ練習場及びウエルネスルームのロッカー~~、愛知県武道館の競技場(第一競技場を除く)、愛知県一宮総合運動場の水泳施設及び陸上競技場、愛知県口論義運動公園の水泳施設並びに愛知県総合射撃場の射撃施設を個人で利用する場合

一 愛知県一宮総合運動場の庭球施設並びに愛知県口論義運動公園の第一庭球場(コートのみ利用の場合に限る)及び第二庭球場(附属照明設備を併せて利用する場合を含む)を利用する場合

2 略

3 ~~前二項の規定にかかわらず、愛知県スポーツ会館のウエルネスルームのシャワーを利用しようとする者にあつては、収納設備への硬貨の投入をもって当該施設の利用の許可を受けたものとみなす。~~

4 ~~第一項及び第二項の規定にかかわらず、愛知県一宮総合運動場及び愛知県口論義運動公園の水泳施設を個人で利用しようとする者が自動券売機により利用券(様式第三の二)の購入をする場合にあつては、当該購~~

旧

(利用の許可)

第五条 同上

一 愛知県体育館の練習場、愛知県スポーツ会館の競技場及び~~ゴルフ練習場~~、愛知県武道館の競技場(第一競技場を除く)、~~愛知県岡崎総合運動場の弓道施設~~、水泳施設及び陸上競技場、愛知県一宮総合運動場の水泳施設及び陸上競技場、愛知県口論義運動公園の水泳施設並びに愛知県総合射撃場の射撃施設を個人で利用する場合

一 ~~愛知県岡崎総合運動場及び~~愛知県一宮総合運動場の庭球施設並びに愛知県口論義運動公園の第一庭球場(コートのみ利用の場合に限る)及び第二庭球場(附属照明設備を併せて利用する場合を含む)を利用する場合

2 略

3 ~~前二項の規定にかかわらず、愛知県岡崎総合運動場~~、愛知県一宮総合運動場及び愛知県口論義運動公園の水泳施設を個人で利用しようとする者が自動券売機により利用券(様式第三の二)の購入をする場合にあつ

入をもって当該施設の利用の許可を受けたものとみなす。

5| 略

(利用の変更の許可)

第六条 利用者は、利用しようとする施設の運動施設、ウエルネスルームのロッカー、講堂、会議室、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設、利用期間、利用時間その他利用許可書等（前条第四項に規定する利用券を含む。以下同じ。）に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第四）に利用許可書等を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の取消しの承認)

第七条 利用者（第五条第三項の規定により許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、施設の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書（様式第五）に利用許可書等を添えて速やかに教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用後の届出)

第八条 利用者は、施設の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した運動施設、ウエルネスルームのロッカー及びシャワー、講堂、会議室、研修室、工作室、宿泊施設、野外炊飯場その他施設の附属施設（次条において「運動施設等」という。）を原状に回復し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(利用時間等)

第三条 施設の利用時間は、別表のとおりとする。

ては当該購入をもって当該施設の利用の許可を受けたものとみなす。

4| 略

(利用の変更の許可)

第六条 利用者は、利用しようとする施設の運動施設、講堂、会議室、研修室、工作室、宿泊施設その他施設の附属施設（以下「運動施設等」という。）、利用期間、利用時間その他利用許可書等（前条第三項に規定する利用券を含む。以下同じ。）に記載された事項を変更しようとするときは、利用変更許可申請書（様式第四）に利用許可書等を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の取消しの承認)

第七条 利用者は、施設の利用の取消しをしようとするときは、利用取消承認申請書（様式第五）に利用許可書等を添えて速やかに教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用後の届出)

第八条 利用者は、施設の利用を終わり、又は利用を中止したときは、速やかに利用した運動施設等を原状に回復し、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

別表（第三条関係）

新

名称	施設の区分	利用時間
愛知県体育館の項 略		
愛知県 スポーツ会館	競 技 場	午前九時から 午後九時まで
	軽 運 動 室	
	ウエルネスルーム	
	会 議 室	
ゴルフ練習場 略		
愛知県 武道館	競 技 場	午前九時から 午後九時まで
	会 議 室	
愛知県 野外教育センター	宿 泊 室	利用開始日の午後三時から 利用終了日の午前十時まで
	研 修 室	午前九時から 午後九時まで
夕 一	宿 泊 室	利用開始日の午前十一時から 利用終了日の午前十時まで

旧

別表（第三条関係）

名称	施設の区分	利用時間
同上		
愛知県 スポーツ会館	競 技 場	午前九時から 午後九時まで
	軽 運 動 室	
	会 議 室	
	同上	
愛知県 武道館	競 技 場	午前九時から 午後九時まで
	会 議 室	
愛知県 野外教育センター	研 修 室	午前九時から 午後九時まで
	体 育 館	

園運動公園	蹴球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後九時まで 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前九時から 午後九時まで
	野球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後六時まで 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前九時から 午後五時まで
愛知県論議公園		会議室 略
愛知県一宮総合運動場の項 略		
野 外 炊 飯 場		午前九時から 午後五時まで

園運動公園	蹴球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前九時から 午後五時まで
	野球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後六時まで 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前九時から 午後五時まで
同上		同上
愛知県論議公園		
蹴球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後六時まで 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前九時から 午後五時まで	同上
野球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後六時まで 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前九時から 午後五時まで	同上
水泳施設	午前九時から 午後五時まで	同上
弓道施設	午前九時から 午後五時まで	同上
陸上競技施設	午前九時から 午後五時まで	同上
庭球施設	十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前八時から 午後六時まで	同上
蹴球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後六時まで	同上
野球施設	四月一日から九月三十日までの期間 午前八時から 午後六時まで 十月一日から翌年三月三十一日までの期間 午前九時から 午後五時まで	同上
会議室	午前九時から 午後九時まで	同上

野 外 状 態 場

午 前 九 時 か ら

午 後 五 時 ま で